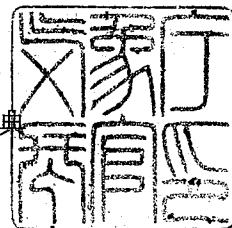


氣総第14号  
令和5年4月18日

## 行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 殿

気象庁長官 大林 正典



令和5年3月2日（受理）付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1号の規定に基づき、下記のとおり、開示することを決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

- 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案 逐条説明資料（令和5年1月 国土交通省 気象庁、水管理・国土管理局）
- 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案 逐条説明資料（参考資料集）（令和5年1月 国土交通省 気象庁、水管理・国土管理局）

#### 2 不開示とした部分とその理由

なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、気象庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※ また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### 3 開示の実施の方法等 ※ 同封の説明事項をお読みください。

##### （1）写しの送付を希望する場合

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。